

部長会議付議事案書（報告）

（令和4年8月2日）

提案課名 森林ふれあい課

報告者名 北村 栄

事案名	秦野市森林整備計画を改定することについて	資料 有 無
提案趣旨	市町村が策定する森林整備計画は、森林法の定めるところにより、5年ごとに10年を1期とする計画を策定することとなっています。平成30年に策定した秦野市森林整備計画の現行計画について、策定から5年が経過するため、令和5年を始期とする新たな10年計画を策定するものです。	
概要	<p>秦野市森林づくり検討委員会等の意見を踏まえ、本市が講じる森林・林業に関する施策の方向や森林法第10条の5に基づく森林整備の方法を定めるものです。</p> <p>【計画の主な改定内容】 （神奈川地域森林計画に基づく改定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特に効率的」な施業が可能な森林の設定 ・木材搬出の方法等の設定 ・「森林経営管理制度の活用に関する方針」の項目の追加 	
経過	<p>1 平成30年3月30日 秦野市森林整備計画策定 （計画期間 平成30年4月1日から令和10年3月31日まで）</p> <p>2 秦野市森林整備計画改定業務（委託事業） 【プロポーザル方式により受注候補者を決定】 令和4年5月12日 公募開始 " 6月27日 企画提案書の審査会 7月12日 契約の締結</p>	
今後の進め方	<p>1 令和4年 8月下旬 森林づくり検討委員会（改定方針の協議）</p> <p>2 " 12月下旬 森林づくり検討委員会（計画（案）の決定）</p> <p>3 令和5年 1月16日 議員連絡会への報告（2月22日まで意見聴取）</p> <p>4 " 1月16日 計画案の公告縦覧 （2月15日まで。広報はだの1月1日号掲載）</p> <p>5 " 2月下旬 県との協議、関東森林管理局への意見照会</p> <p>6 " 3月末 計画策定・公表</p>	

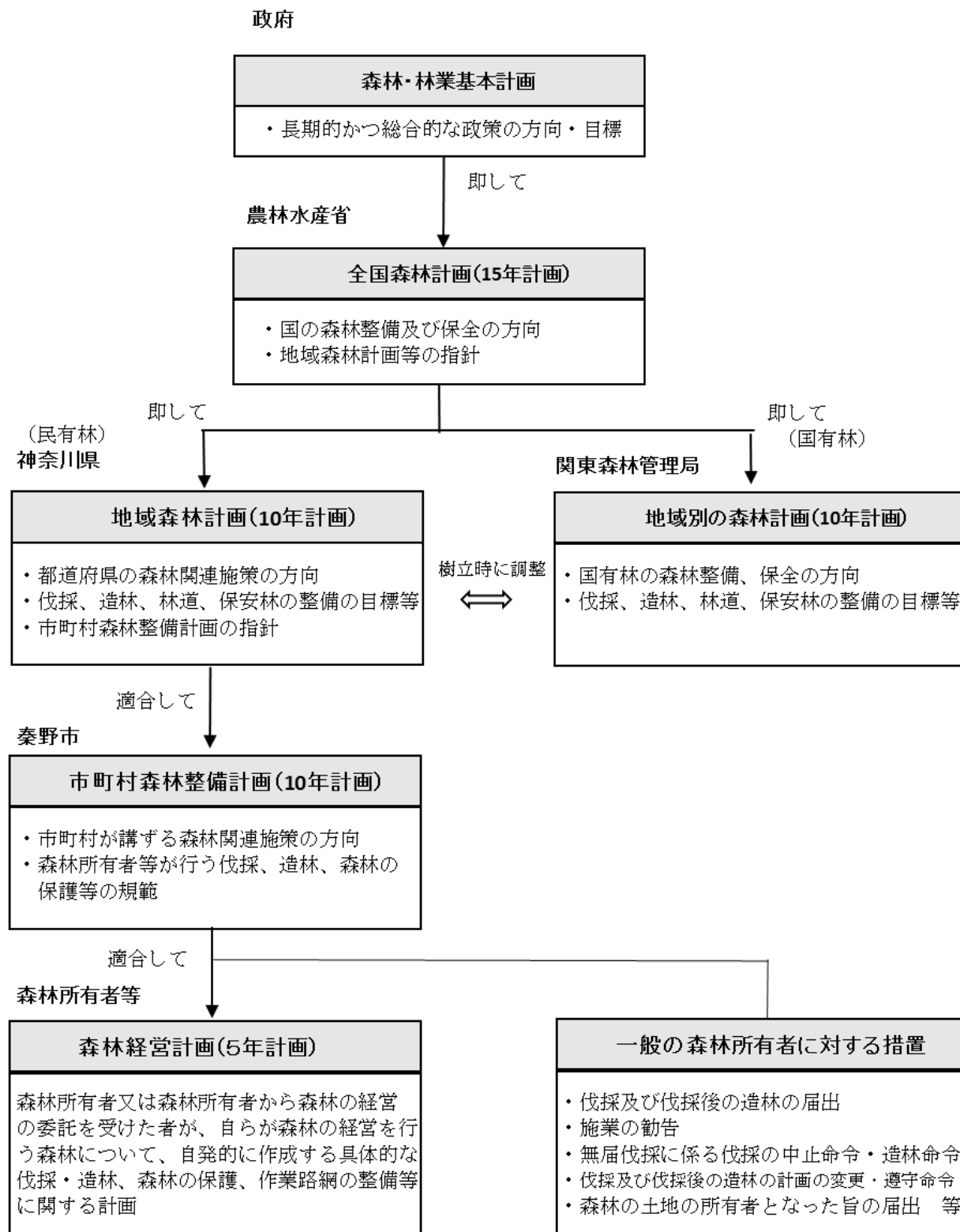
森林計画制度について

令和4年8月2日

環境産業部森林ふれあい課

1 森林計画制度とは

国や県、市町村が長期的な視点に立って計画的かつ適切な森林の取り扱いを推進するため、森林法に基づく全国森林計画・地域森林計画・市町村森林整備計画、森林経営計画からなる森林計画制度により、森林の整備及び保全を推進している。



2 市町村森林整備計画（秦野市森林整備計画）

各市町村において、都道府県が指定する地域森林計画対象森林（民有林）に対し、地域の森林や林業の特徴を踏まえ、目指すべき林形や森林整備の手法等を定める計画。

(1) 計画期間

森林法の定めるところにより、5年ごとに、10年を1期とする計画を策定することとなっている。秦野市森林整備計画の現行計画は、平成30年から令和10年が計画期間となっており、5年が経過する令和5年から新たな10年計画を策定するもの。

(2) 主な計画事項

- ア 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
- イ 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項
- ウ 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
- エ 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
- オ 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- カ 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項
- キ 森林施業の共同化の促進に関する事項
- ク 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- ケ 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項
- コ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(3) 計画の主な改定内容

ア 「特に効率的」な施業が可能な森林の設定

木材生産機能維持増進森林のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域の設定。

イ 木材搬出の方法等の設定

主伐時における伐採・搬出指針に即した集材等を標準的な方法として位置付ける。

ウ 「森林経営管理制度の活用の促進に関する方針」の項目の追加

(4) 秦野市森林整備計画の特徴

本市森林整備計画は、森林法に基づき定められた上記計画事項に、「はだの森林づくりマスタープラン」（平成10～28年度）で掲げた「持続可能な森林づくりと自然との共生」等の理念を引き継ぎ、本市における森林・林業の現状と課題を踏まえた施策の方向性などを加え、森林の管理・保全について、基本方針を定めている。